

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC会社（以下「会社」という。）に採用され、トラック運転手として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、フォークリフトの運転手と共に荷物の積み込み作業中、フォークリフトの爪部分から転落し、受傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、翌〇日、D整形外科医院に受診し「仙骨骨折、腰背部頸部挫傷」と診断され、入院治療を続けていたが、右下肢のしびれ等の症状が続くとして、複数の医療機関に受診し「右梨状筋症候群」（以下「本件疾病」という。）の疾患名で治療を継続した。

請求人は、本件疾病の発症は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査請求を経て再審査請求をしたが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した。

請求人は、同年〇月〇日、この処分の取消しを求める行政訴訟をE地方裁判所に提起したところ、同裁判所は、平成〇年〇月〇日、この処分を取り消す旨の判

決を言い渡し、当該判決が確定したので、監督署長は、この処分を取り消し、本件疾病による療養補償給付及び休業補償給付を支給する旨の処分を行った。

一方、請求人は、平成○年○月○日、F病院に受診し「勃起障害」と診断され、加療を続けた結果、平成○年○月○日、治ゆ（症状固定）となった。請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第9級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

今般、請求人は、本件疾病に係る療養を続けた結果、平成○年○月○日、治ゆ（症状固定）となり、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は障害等級第8級に該当するものと認め、上記平成○年の障害等級第9級を変更する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

（略）

## 第3 原処分庁の意見

（略）

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第8級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

（略）

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

（略）

### 2 当審査会の判断

（1）請求人に残存する障害として検討すべきものは、請求人の主張及び医証等か

ら、決定書理由第2の2の(2)のアにおいて説示しているとおおり、右下肢の機能障害及び右下肢の神経症状であると認められる。

(2) 決定書別紙に掲げる障害等級認定基準(以下「認定基準」という。)に照らして、上記の各残存障害について検討すると、以下のとおりである。

ア 右下肢の機能障害については、請求人が、「右下肢は負荷をかけなければ運動は行える。松葉杖がないと歩行はできない。」旨述べ、本件公開審理においても同旨を述べているところ、G医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、「長時間の座位や歩行は困難。移動には杖が必要。」としているものの、同診断書において、「R o m制限なし。」との意見を述べるとともに、同年〇月〇日付けの労災保険関係面談調査書(以下「調査書」という。)によると、「右下肢の関節運動自体は制限されているものではない。」旨述べていることから、決定書理由第2の2の(2)のイにおいて説示しているとおおり、関節運動範囲が制限されたものとは認められず、運動機能に障害は認められないものである。よって、当審査会としても、認定基準に該当しないものと判断する。

イ 右下肢の神経症状については、請求人が、「右尻には痛みがいつもある。強いときはズキンズキンとする。しびれは右尻から右足指にかけてあり、1日中続いている。感覚がマヒするようなしびれが右臀部から足先にかけて現れる。右太腿から右足にかけては内側にも外側にもしびれはあるが、外側の方が強い。」旨述べているところ、G医師は、上記診断書において、「右下肢の知覚鈍麻、しびれ、疼痛」と述べるほか、調査書によると、「残存するしびれ等の症状は、本件疾病による神経の圧迫が原因である。神経の損傷ではなく、圧迫所見である。脊髄の損傷ではない。しびれの範囲は広範囲で神経症状の程度は著しいものと判断してよい。」旨述べていることから、決定書理由第2の2の(2)のウにおいて説示しているとおおり、当審査会としても、障害等級第12級の12に該当するものと判断する。

なお、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「後遺症が残存する可能性が高いと思われる。その程度は、身体障害者手帳でいう『一下肢機能の著しい障害 4級』程度かそれよりやや高度の障害と想像される。」旨の意見を述べているが、同医師の意見は、その意見書の日付から判断して、請求人の本件疾病が治癒する前の時点において、今後残存することが予想され

る障害の程度について意見を述べたものと推認され、治ゆ後の障害の状態を診断した結果に基づくものとは認められないから、その意見を採用することはできない。

ウ 請求代理人は、「請求人の本件疾病による障害は、右下肢の機能障害には該当せず、その他いずれの障害にも該当しないから、障害等級表上のいかなる障害の系列にも属さない場合に該当することは明らかであって、その障害の程度に応じて、障害等級表に掲げられている身体障害に準じてその等級を決めるべきであり、また、本件災害後の収入から判断される請求人の労働能力の減少の程度からみても、障害等級第7級の10とすべきである。」などと述べているが、上記イ及びウにおいて判断したとおり、請求人の右下肢には機能障害は認められないものである。しかし、神経症状は残存し、その障害の程度は障害等級第12級の12に該当するものであるから、「障害等級表上のいかなる障害の系列にも属さない場合に該当するもの」であるとはいえない。つまり、請求代理人の主張はその前提を異にするものであり、また、収入の多寡が直ちに労働能力の喪失の程度を示すものともいえないことから、上記請求代理人の主張を採用することはできない。

(3) 以上を総合すると、請求人に残存する障害は、決定書理由第2の2の(2)のオにおいて説示しているとおり、障害等級第8級を超えるものとは認められない。

なお、請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。